

○観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

平成29年 1 月20日告示第18号

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許の自主返納を促進し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許を自主返納した高齢者に対する支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許であつて、有効期間内にあるものをいう。
- （2） 自主返納 道路交通法第104条の4の規定により、免許を受けた者がその住所地进行を管轄する公安委員会に対し、全ての種類の免許の取消しを申請し、免許の取消しを受けることをいう。
- （3） 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の7第5項に規定する通知書をいう。
- （4） 観音寺市のりあいバス回数乗車券 観音寺市のりあいバス運行条例施行規則（平成18年観音寺市規則第25号）第10条に規定する回数乗車券をいう。
- （5） タクシー利用券 事業に基づき観音寺市が発行するタクシーを利用できる券をいう。

（対象者）

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、運転免許の自主返納時において満年齢65歳以上の者で、かつ、第5条に規定する申請時において次の各号の全てに該当するものとする。

- （1） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- （2） 運転免許の自主返納日から起算して5年を経過していない者

(支援内容)

第4条 市長は、対象者に対し、次の各号のいずれかを交付するものとする。

- (1) 観音寺市のりあいバス回数乗車券（11枚綴り）10冊
- (2) タクシー利用券5,000円分及び観音寺市のりあいバス回数乗車券（11枚綴り）5冊
- (3) タクシー利用券10,000円分

2 前項の規定による交付を受けられるのは、対象者ごとに1回限りとする。

(支援の申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業申請書兼受領書（別記様式）に、住所地を管轄する公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴証明書その他運転経歴情報が確認できる書類の写しを添えて申請しなければならない。

2 前項の申請については、親族その他市長が適正と認めた者による代理申請もできるものとする。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めた場合は支援を決定し、第4条第1項各号のいずれか当該申請者が希望するものを交付するものとする。

(タクシー利用券の順守事項)

第7条 タクシー利用券の使用に関し、順守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) タクシー利用券の使用は、タクシー利用券に記載された対象者本人に限るものとする。
- (2) タクシー利用券は、使用時に運転手に渡し、使用時のタクシー料金に超過料金がある場合はその額を利用者が自己負担するものとする。
- (3) タクシー利用券の有効期限は、交付された日が属する年度の翌年度末とする。

(協力タクシー事業者の範囲)

第8条 タクシー利用券を使用して乗車できるタクシーは、市内に本社、事業所等を有し、本市と委託契約を締結したタクシー事業者のタクシーに限るものとする。

(決定の取消し及び利用券の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により支援事業の決定を受けたと認めるときは、第6条の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は同条の規定により交付した観音寺市のりあいバス回数乗車券又はタクシー利用券（以下「乗車券等」という。）の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項後段の規定による返還を命じた場合において、使用された利乗車券等があるときは、当該乗車券等額面相当額の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日告示第123号）

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年5月1日以後に乗車券等を交付する者から適用する。

附 則（令和5年3月31日告示第74号）

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年5月1日以後に乗車券等を交付する者から適用する。

附 則（令和7年3月31日告示第81号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以後に乗車券等を交付する者から適用する。

別記様式（第5条関係）

観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業申請書兼受領書

年 月 日

観音寺市長 宛て

公安委員会に運転免許を自主返納したので、観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者

住所	〒 観音寺市	生年月日	年 月 日 (歳)
氏名		電話番号	

2 自主返納日

自主返納日	年 月 日
-------	-------

3 希望する券種を選択して左欄に○印をご記入ください。

	観音寺市のりあいバス回数乗車券（11枚綴り）10冊
	タクシー利用券 5,000円分及び 観音寺市のりあいバス回数乗車券(11枚綴り) 5冊
	タクシー利用券 10,000円

4 添付書類

申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴証明書その他運転経歴情報が確認できる書類の写し

上記の乗車券等を受領しました。 受領者氏名※

※自署又は記名押印してください。

委 任 状

※必ず委任する人が記入してください。

年 月 日

観音寺市長 宛て

本人（委任者）

住所

氏名

生年月日

電話番号

私は、下記の者を代理人と定め、観音寺市高齢者運転免許自主返納支援事業の受領に関する一切の権限を委任します。

代理人（受任者）

住所

氏名

生年月日

本人（委任者）との関係